

～新成人のみなさんへ～
**20歳になつたら
国民年金**

市民課保険年金係
TEL 25-1148
伊勢年金事務所
TEL 0596-27-3601

料の案内が届きます。

サラリーマンや公務員などの第2号被保険者のかたや、第2号被保険者に扶養されている配偶者（第3号被保険者）のかたは、勤務先の事業所が加入手続きを行います。

保険料の免除・猶予

国民年金は、日本に住んでいきたい場合は、申請により保険料の納付が猶予または免除かたが加入し、保険料を出し合ふお互いを支え合う制度です。

また、年金制度は老後の収入保障だけではありません。病気やケガで障がいが残つたときは障害年金を、加入者が亡くなられたときは遺族年金を受け取ることができる場合があります。

少子高齢化が進行し、現役世代のかたの負担が年々増加していますが、保険料を納め続けることで、年金の給付は生涯にわたって保障されます。しかし、加入の手続きや保険料の納付忘れがあると、年金が受け取れないこともあります。

加入手続き

学生や自営業者などの第1号被保険者となるかたは、20歳になつたら日本年金機構から資格取得（手続不要）のお知らせ、基礎年金番号通知書および保険

国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予または免除となる制度があります。学生のかたは「学生納付特例制度」、経済的な理由などにより保険料の納付が困難なかたは「全額免除・一部免除制度」や「納付猶予制度」、出産を予定しているかたや出産したかたは「産前産後免除制度」があります。

また、国民年金保険料が未納のまま続くと、受給資格期間を満たせず年金を受け取ることができなくなつたり、納付の要件を満たせず万が一の給付できなくなつたりすることがあります。納付が困難な場合には必ず自身にあつた手続きをしましよう。

くわしくは、市民課保険年金係または伊勢年金事務所へ問い合わせてください。

国民健康保険・後期高齢者医療制度の医療費のお知らせ発送について

市民課保険年金係
TEL 25-11148

後期高齢者医療制度に
加入のかた

ドをお持ちのかたは、マイナポータルより、確定申告に利用するための1年間分の医療費情報を、令和8年2月上旬ごろに一括で取得（料）と国などからの補助金でまかねられています。この大切な保険税（料）などを有効に使うためにも、適正な受診を心がけてください。

また、医療費通知を確定申告の医療費控除の申告手続きで添付することにより「医療費控除の明細書」の記入を省略することができます。ただし、国民健康保険の場合は12月診療分、後期の場合は12月診療分、後期高齢者医療制度に加入されているかたは10月～12月診療分については、従来どおり領収書をお使いください。

○発送月と対象診療月
国民健康保険に加入のかた

2月以降に2回（令和7年1月～11月診療分、令和7年12月診療分）に分けて順次発送いたします。

○発送月と対象診療月
・1月下旬発送
令和7年10月～12月診療分
・7月下旬発送予定
令和7年10月～12月診療分

